

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意や、昨年「雇用戦略対話」における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などにより、北海道の最低賃金はここ4年間で大きな引き上げが行われ691円まで改善された。

しかし、最低賃金で法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかならないが、昨年度の13円引き上げ改定に伴う影響率は8.69%、パートに至っては21.63%となっており、北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることなどが明らかとなった。また、これは連合リビングウェイジ(単身者の最低生計費をクリアする賃金水準)として示された「時間給870円、月額144,000円」とはほど遠いものとなっている。

特に、北海道のような非正規雇用比率が4割と高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題である。

よって、政府においては、今年度の北海道地域最低賃金の改定に当たっては、働く者が経済的に自立可能な水準への改定をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年(2011年)6月30日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道所属議員全員